

堺観光PRキャラクターザビエコくんデザインおよび着ぐるみ使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺観光の魅力を広く発信し、市内外を問わず多くの人々に関心を持ってもらえるよう、堺観光PRキャラクターザビエコくん（以下ザビエコくんとする。）の別紙に定めるデザイン（以下、デザインとする。）および着ぐるみの使用について、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 ザビエコくんのデザインおよび着ぐるみの使用目的は、堺市の観光振興又は地域活性化に関する活動とする。

(使用対象事業の範囲)

第3条 ザビエコくんのデザインおよび着ぐるみの使用対象事業の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益社団法人堺観光コンベンション協会（以下、本協会とする。）が開催又は参加する事業
- (2) 堺市が開催又は参加する事業
- (3) 本協会会員が開催する事業
- (4) 地域団体又は学校関連が開催する事業
- (5) 国、又は地方公共団体等が開催する事業
- (6) そのほか第2条に定める使用目的に合致し、本協会が適当と認めるもの

(使用の申込)

第4条 デザイン又は着ぐるみの使用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ、使用申込書（様式第1号）または出演依頼書（様式第1号-2）のいずれかを、本協会に提出し、承諾を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 堺市が使用するとき。
- (2) その他本協会が特に必要でないと認めたとき。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) デザインの使用を希望する場合は、デザインを使用したイメージ図
- (2) 着ぐるみの使用を希望する場合は、使用する行事の資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本協会が必要と認めるもの

(使用の承諾)

第 5 条 本協会は、前条による申込があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、思想、政党又は宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利目的として使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の個人、又は団体等の売名利用のおそれがあると認められるとき。
- (6) 第 2 条に反するとき。
- (7) 本協会およびザビエコくんの品位を傷つけるおそれがあるとき。
- (8) 公益性又は公共性のない活動に使用すると認められるとき。
- (9) 申込者又はその役員（相当の責任の地位にある者を含む。）が暴力団員、暴力団関係者その他反社会勢力に係る者であるとき。
- (10) そのほか、本協会が不適当と認めたとき。

2 本協会は、前項に基づいて使用承諾の結果を、書面をもって申込者に通知するものとする。

(貸出及び返却)

第 6 条 第 5 条第 1 項の承諾を受けた者（以下、「使用者」という。）は本協会から、ザビエコくんのデザイン又は着ぐるみを直接受け取り厳正に管理しなければならない。なお、着ぐるみにおいては、借用後は責任をもって速やかに返却しなければならない。この場合において、搬入及び搬出などに係る費用は使用者の負担で行うものとする。

(着ぐるみ使用料)

第 7 条 使用者は、着ぐるみ 1 回の使用につき、使用料 5,000 円を本協会へ支払うこととする。また、ザビエコくんの出演を希望する場合は、使用料に加え 1 日につき出演料 10,000 円を本協会に支払うものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当するとき。
- (2) 使用者から、減額・免除申込書（様式第 2 号）の提出があり、当該イベントが本協会の活動及び堺市の観光振興又は地域活性化に大いに寄与すると本協会が認めたとき。

(貸出期間)

第 8 条 貸出期間は、原則として貸出日を含め 7 日以内とする。

(損害賠償)

第 9 条 使用者の故意又は過失により、着ぐるみを破損した場合は、現物又は実費をもって賠償させる場合がある。

(使用上の遵守事項)

第 10 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ザビエコくん使用承諾の権利を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 使用承諾を受けた用途にのみ使用すること。
- (3) 使用期間が終了したときは、速やかに使用を中止すること。
- (4) 定められた形、色を正しく使用し、デザインの改変はしないこと。
- (5) ザビエコくんのイメージを損なう使用はしないこと。
- (6) デザインの下部等適切な位置に「堺観光 PR キャラクターザビエコくん」と表示すること。ただし、著作物であることを示す「© (公社) 堺観光コンベンション協会」の表示をもって代えることができる。
- (7) 着ぐるみの受渡し及び返却は、本協会が指定する場所で行うこと。ただし、本協会から出演者を派遣する場合はこの限りではない。
- (8) 着ぐるみの移送は、全て使用者が責任をもって行うこと。ただし、本協会から出演者を派遣する場合はこの限りではない。
- (9) 着ぐるみ着用者の手配は、使用者が責任をもって行うこと。ただし、本協会から出演者を派遣する場合はこの限りではない。
- (10) ザビエコくん着ぐるみ取扱説明書に定めること。
- (11) 着ぐるみは 身長およそ 160cm の者が着用すること。
- (12) 着ぐるみは、火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (13) 着ぐるみは、水気に濡らさないこと。
- (14) その他、本協会が特別に条件を付与した場合は、それに従い使用すること。

(画像、映像等の使用)

第 11 条 「ザビエコくん」の画像、映像等が公共の印刷物、新聞、テレビなどの媒体で扱われる可能性がある場合は、申込書にその旨を記載し、必ず本協会の承諾を得ること。

(使用写真、使用報告書の提出)

第 12 条 使用者は、デザインの使用後にはその成果物の現物又は画像データを、着ぐるみの使用後には堺観光 PR キャラクターザビエコくん着ぐるみ使用報告書 (様式第 3 号)

を提出しなければならない。この場合、使用者は成果物及び使用報告書の内容を本協会のホームページなどに掲載することを承諾したものとみなす。

(使用承諾の取消)

第 13 条 本協会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者に対し、使用承認の取消又は使用の停止を行うことができる。また、その場合、使用者に損害が生じても、本協会はその責めを負わない。

- (1) 第 5 条各号のいずれかに該当し、第 10 条各号のいずれかに違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により承認を受けたと認められるとき。
- (3) 他に優先度の高い事業で急遽使用する必要が生じたとき。
- (4) 公益上やむを得ない必要が生じたとき、その他デザインや着ぐるみの管理運営上、やむを得ない必要が生じたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本協会が使用を不適當と認めるとき。

2 使用者は、前項の規定に基づき本協会から使用の承認を取り消されたときは、ただちに本協会に返却しなければならない。

(責任の制限)

第 14 条 デザイン又は着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対して、本協会は一切その責めを負わない。

2 デザイン又は着ぐるみの使用について、使用者が第三者に対して損害又は損失を与えた場合、本協会は法律上の責任を一切負わない。

3 デザイン又は着ぐるみの使用について、使用者が第三者との間に権利侵害の紛争を生じさせたときは、速やかに本協会に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。

(使用者の責任)

第 15 条 使用者が故意または過失により着ぐるみを破損又は汚損したときは、本協会は其の賠償を請求することができる。

2 使用者が故意又は過失により本協会に損害を与えたときは、本協会はその賠償を請求することができる。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。